

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年6月5日 午前10時00分 招集
2. 令和2年6月5日 午前10時00分 開会
3. 令和2年6月5日 午前10時48分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

#### 欠席議員

8 番	谷崎利浩
-----	------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	農業委員会事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
人権啓発課長	市原吉治	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和2年第1回定例会で選任・任命同意した固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会委員の紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

令和2年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙の折、本定例会に御出席をいただき、お礼を申し上げます。本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますように御協力をお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されたものの、いまだ終息までには至っていない状況であり、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など万全を期しての会議とさせていただきます。

また、この時期になりますと全国的に梅雨入りし、集中豪雨等により各地で毎年甚大な被害が発生しております。特に皆様の御記憶にありますとおり、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨災害は、この梅雨時期に発生したものであります。従いまして、議員各位には自重自愛の上で地域の災害防止にも格段の御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

ただ今の出席議員19名であります。8番議員谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、令和2年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、15番議員、五嶋義行君、16番議員、藏原博敏君の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、本日は谷崎議会運営委員長が欠席のため、副委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員会副委員長、立石昭夫君。

○議会運営委員会副委員長（立石昭夫君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を5月29日午前10時からに開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議しましたので、結果を、報告します。

まず会期については、今定例会の付議事件が専決処分の承認1件、繰越明許費・事故繰越し繰越計算書の報告3件、条例の一部改正2件、令和2年度補正予算案6件、人事案件2件、その他4件の計18件であることから、会期を本日6月5日から6月22日までの18日間といたしました。

会期日程につきましては、委員会各位に配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

本定例会における議案等の審議方法ではありますが、報告5件、専決処分の承認1件、人事案件2件を除く10議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審査については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります、6月9日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。

また、執行部におかれましては、質問内容に対する的確な答弁に努められますようお願いいたします。なお、一般質問の時間についてですが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります、3月定例会同様、会期中はマスク着用とし、発言の際もマスク着用のままで行うと共に、定期的な換

気や消毒の徹底を行うことといたしました。また、傍聴につきましては正式に自粛要請を行いましたので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は本会議におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席の程よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員会副委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、副委員長の報告のとおり決定をいたしました。

### 日程第3 令和2年第1回定例会で選任・任命同意した固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会委員の紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、令和2年第1回定例会で選任・任命同意した方々の御紹介を行います。

先の3月定例会において、固定資産評価審査委員会委員の選任同意並びに教育委員会委員の任命同意をいたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここで御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場をお願いします。

〔固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会委員 入場〕

○議長（湯浅正司君） それでは、御紹介申し上げます。

最初に、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意をいたしました塚本武敏様、江藤龍二様を御紹介申し上げます。

それでは、塚本武敏様から自己紹介をお願いします。

○固定資産評価審査委員会委員（塚本武敏君） おはようございます。先の議会で選任同意をいただきました、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の塚本でございます。再任でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、江藤龍二様、お願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（江藤龍二君） おはようございます。江藤龍二です。よろしくお願いいたします。再任です。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、教育委員会委員の任命について同意をいたしました西本貴志様を御紹介申し上げます。

それでは、西本様、どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○教育委員会委員（西本貴志君） 皆様、おはようございます。教育委員の西本でございます。

このたびは、議員の先生方の同意をいただきまして誠にありがとうございました。これか

らも教育委員として、保護者として、そして地域における郵便局長として阿蘇市の教育のために頑張っておりまいますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湯浅正司君） 皆様におかれましては、御多用中にも関わりませず御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、御退席をお願いいたします。

[固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会委員 退席]

○議長（湯浅正司君） 以上をもちまして、御紹介を終わります。

#### 日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書を御覧いただきたいと思います。

まず、監査委員より令和2年2月分から4月分までの例月出納検査報告書並びに財政援助団体監査の結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。4月9日に第272回熊本市議会議長会が地元阿蘇市で開催され、また4月27日には、阿蘇市町村議長会総会が阿蘇市内で開催されました。なお、九州市議会議長会並びに全国市議会議長会の定例総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議による開催となりました。詳細については、後で御覧いただきたいと思ひます。

以上、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。発言をさせていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症関連ですが、国は、先月5月14日、熊本県を含む39県の緊急事態宣言を解除、5月25日、感染状況・医療提供・監視体制解除基準により、全都道府県の緊急事態宣言を全面解除しました。

県は、5月20日、県内の休業要請を全面解除、約1か月を経て、全業種が営業再開可能となり、また、政府の方針で、3月2日から一斉休業となっていた大切な学校教育も、新たな教育現場の在り方が考えられ、6月1日から再開されました。

本市では、感染防止対策に引き続き取組み、一方、市民の方々御自身が、まず自分の身を守る、安心安全な日常生活、暮らしのため、今までと同様、検温、マスクの着用、手洗い・うがいの励行など対応を徹底し、新しい生活様式を共々つくることがとっても大事であります。

阿蘇地域の住民生活、あらゆる産業、流通経済に大きな影響を与えてきた熊本地震の復旧

復興は、まず、JR 豊肥本線復旧工事が進み、本年 8 月 8 日の運行再開を決定、また 10 月開通予定の北側復旧ルート及び国道 57 号現道、令和 3 年 3 月開通予定の国道 325 号阿蘇大橋と併せ、阿蘇地域の主要道路が開通、整備され、今後、地域経済発展の戦略的路線になり、積極的な観光振興、地域振興に取り組んでいきます。

それでは、令和 2 年第 3 回阿蘇市議会定例会開会に当たり、諸般の報告をします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関係について報告します。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策】

4 月 7 日、国の緊急事態宣言を受け、任意の対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定の「阿蘇市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行、情報収集を行い、ホームページ、お知らせ端末等で市民の皆様へ情報提供、更に、県、市町村会、近隣町村に要望・要請書の提出を行いました。

国の 10 万円を給付する「特別定額給付金」事業は、基準日、令和 2 年 4 月 27 日現在の住民基本台帳登録者 1 万 1,505 世帯 2 万 5,701 名分の申請書を、5 月 15 日付けで発送、順次、受付と給付を進めています。

緊急事態宣言が発せられる中、本市は、国の強い指針に従い、感染拡大を警戒し、3 密対策など防止策を講じる非接触型（郵送申請、オンライン申請）の方式としています。特に、今回の申請は、世帯主が世帯員を代表し受領することになっており、世帯員名の記入漏れ防止、口座番号など記入ミスがないよう届出口座の入金欄を設けるなど工夫、申請者の方が簡単に手続きできるようにしました。なお、マイナンバーカード活用のオンライン申請は、アクセス集中で国のシステムトラブルが発生、また、世帯員の記入漏れ、世帯主以外の申請等の誤りも見受けられ、確実な郵送申請をお勧めしています。

申請書発送直後は、一時、郵送申請が集中、給付事務が追いつかない事態も生じましたが、本日までに、9,835 世帯 2 万 2,577 名の方に、総額 22 億 5,770 万円、全体で 87.7%の給付が終了、現在は、申請受付から 5 日程度で給付を完了しています。8 月 20 日まで、3 か月間の事業期間内に、すべての対象者の方に滞りなく支給できるよう、未申請の方への告知はもとより、お知らせ端末、広報あそ、ホームページで周知を図っていきます。

次に、子育て世帯へ 1 万円を支給する子育て世帯の臨時特別給付金は、対象世帯に、6 月 15 日に支給することとしており、既に通知を完了しています。

市の事業者支援は、業況が悪化または経営に支障を来した事業者の方が、熊本県金融円滑化特別資金の融資制度を利用された場合 3 年間の利子補給、また、市独自の支援策として、一時休業、時短営業をされた事業者の方の事業継続支援のため、一律 13 万円を支給する阿蘇市事業継続支援補助金と家賃 5 万円を上限に二分の一を補助する家賃補助を創設しました。市独自支援事業は、5 月 20 日から受付開始、1 週間程度を目途に指定口座へ、随時振り込んでいます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で、市税の納付困難な方に対する徴収猶予特例制度は、5 月末現在で 11 件の申請を受理、決議しており、納税者の方の立場に立って、きめ細やかな納税相談に努めています。

市役所の感染防止策は、4月22日から時差出勤、在宅勤務を取り入れ、土日、休日振替シフト勤務、休暇取得促進を図り、密をできる限り抑えるとともに住民、来訪者保護のため、飛沫防止スクリーンを各窓口に設置、また庁内換気と消毒の徹底をしています。

今後も、市民の方の生活や事業活動を支えるため、国・県の動向を注視しながら、施策展開に取り組めます。

次に、総務部関係について報告します。

#### 【総務課】

地方公務員法・地方自治法改正に伴う会計年度任用職員制度が4月1日からスタートし、会計年度任用職員101人を任用。市役所は一部組織を再編、総務部に政策防災課を新設しました。

#### 【政策防災課】

本年度から来年度に向け整備を進める防災行政無線デジタル化事業の進捗状況は、4月10日からプロポーザル公募開始、5月18日までに2社から事業提案がありました。今後、この2社の事業提案を審査会で1次、2次と審査を経て、最優秀提案者決定を行い、議会承認の後、正式契約を締結します。

次に、防災対策は、これからの出水期で、避難所開設に当たり、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、自主避難所を旧町村に1か所ずつ開設、体調不良者の方の避難も想定し、体温測定、消毒液など配備し、避難者の体調チェックなどを行うこととしています。

阿蘇中岳第1火口の状況は、昨年4月14日、噴火警戒レベル2へ引き上げられて以来、警戒レベルが維持されたまま現在に至っています。これまでも火山灰の噴出、降灰が観測されており、先月5月16日は一時的に火山性微動の振幅増大が観測され、臨時解説情報が発表されました。先月5月20日、本年1月7日から続いていた連続噴火が一旦停止したものの再び噴火を繰り返していることから、今後も引き続き火山活動に注視していきます。

また、新たに阿蘇市防災ハザードマップ作成、避難行動に役立てていただけるよう、全世帯配布をしました。内容は、防災に関する基本的事項、土砂災害特別警戒区域等の指定、及び昨年度、県が指定した最大浸水想定区域を地図上に明記しています。自宅周辺の災害の危険性や安全な避難先などを確認していただき、自分の命は、自分で守る意識を強く持っていただければと思います。出水期に備え、関係各機関と連携し、被災者等を一人も出さないよう早め早めの対応に努めていきます。

阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区の交番設置要望は、5月8日の臨時会終了後の全員協議会で報告した内容を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、遅れていましたが、機関決定していただいた市の各団体へ説明、報告を行います。今後も関係団体等皆様方の御意見を伺いながら継続して取り組んでいきます。

次に、市民部関係について報告します。

#### 【福祉課】

新型コロナウイルス感染症拡大で、保育園及び放課後児童クラブなどの影響を心配しましたが、休園措置等に踏み切ることなく無事運営ができています。また、利用中止していた一

の宮温泉センター、阿蘇保健福祉センターの温泉も、5月23日から通常どおり運営しています。

本年4月から18歳までの医療費を無償化する子ども医療費助成制度は、市内医療機関等の御協力もあり、大きな混乱もなく無事運用を開始しています。

次に、波野小学校では、学童保育へのニーズが高まり、本年4月、放課後児童クラブを保護者が受託、運営を開始しています。このことで、市内全小学校で放課後児童クラブが開設されました。

新園舎の波野保育園は、3月23日から保育を開始しています。落成式は、感染拡大防止のため、やむなく中止しましたが、新園舎では、子供たちの元気な楽しい声があふれ、保護者の皆さまから好評の声を頂いています。時機を見て、お披露目したいと考えています。

#### 【ほけん課】

健康寿命延伸を目的に、楽しみながら運動習慣が定着できる市健康ポイント事業「あるきだす2020」を6月から開始、生活習慣改善による健康保持、増進を広く呼び掛け、市民の皆様の健康づくりに努めます。

住民健診は、新型コロナウイルス感染症対策を行った上、例年どおり7月から8月にかけて、各地域で実施します。

次に、経済部関係について報告します。

#### 【農政課】

新型コロナウイルス感染症拡大は、外出自粛による需要減少などで、観光農園や直売施設をはじめ、一部の畜産・花き類に影響が生じているものの、一般的な農産物の生産、流通は、現在、平年並みで推移しています。

水稲は、春先の低温や少雨による水不足など心配されましたが、田植も無事完了し、これから梅雨時期の豪雨や長雨等で、昨年のような作況収量が低下しないことを切に願っています。

施設園芸では、今期収穫を終えたイチゴは、例年どおり質の高い安定供給となり、春先からのアスパラ出荷も順調に推移、夏秋トマトも定植を終え、今月下旬頃から出荷が見込まれます。

畜産関係は、全国的に飲食店の営業自粛や外食需要減少を受け、肉用牛の枝肉価格が下がり、和牛子牛市場価格にも影響が見られます。

林業関係は、海外への建築材輸出停滞、国内も資材流通が滞留し、市場価格が低迷していることから、管内の林業事業者と連携、利用促進と雇用確保に向け、取組んでいきます。

#### 【観光課】

4月22日から続いていた事業所、店舗等の休業要請は、5月20日に全解除されました。例年、ゴールデンウィーク期間中、約50万人の入込みがある本市にとって、市内の事業所、宿泊施設を含め、休業は大きな痛手であり、前年比入込み90%減、宿泊は97%減の非常に厳しい状況となりました。現在、ほとんどの施設は、営業再開されていますが、衛生面の対応が課題となっており、専門家派遣、換気システム等支援策の早期実施を国、県に求めています。

ます。また、インバウンド回復に相応の期間を要することから、夏、秋の誘客ターゲットを九州内とし、本市ならではの絶景ポイントや体験型イベントなどの誘客素材をまとめ、旅行会社等へ売り込みを行っています。

阿蘇観光にとって最大の戦略的要素となる交通インフラ復旧、国の経済対策G o T oキャンペーンなどが目前に迫っています。感染拡大防止に配慮しつつも、本市に効果が上がるよう、引き続き必要な取組みを進めます。

#### 【まちづくり課】

阿蘇いこいの村は、売却に伴う公募を4月から予定していましたが、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、安全が見込める時期に、改めて公募を開始する予定です。

阿蘇市温泉センター夢の湯改修工事の進捗状況は、予定どおり7月末完成に向け、進めています。

あそ☆ビバに整備したバッテリーカーも運用を自粛していましたが、5月30日に運用を開始しました。初日は100回を超える稼働状況で、子どもたちも大変喜んでいました。

次に、土木部関係について報告します。

#### 【建設課】

中九州横断道路は、大津熊本道路約14キロメートルの内、合志熊本間、約9.1キロメートルの本年度新規事業化が決定、調査等の予算措置がされました。残る大津合志間は、早期事業化に向け、引き続き国への要望活動を行っていきます。滝室坂道路は本年度57億円、竹田阿蘇道路は熊本県側で約1億1,000万円の予算措置がされ、本事業実現化に向け、確実に進められています。

また、阿蘇山直轄砂防事業は、本年度約23億円の予算措置がされ、整備箇所10か所中、7か所が本市事業であり、継続工事の進捗、用地買収、次期整備箇所調査、予備設計など計画されています。

市管理の河川・道路整備は、洪水対策となる河川堆積土砂のしゅんせつ工事、道路では舗装改修工事等の発注を順次行っています。

次に教育部関係について報告します。

#### 【教育課】

各小中学校は、新学期がスタートして3か月が経過しました。それぞれの学校は、例年、新しい体制で活気に満ちた教育活動が展開されますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月末までは臨時休校とせざるを得ませんでした。また、5月開催していました運動会や体育大会も、現在のところ、2学期の開催を予定しています。

休校期間中は、インターネットを使った家庭学習として、学校の課題と併せて自宅にあるインターネット通信環境を活用、自宅のパソコンやタブレットを利用し、小学生はタブレットドリル、中学生は授業動画等を視聴することで、学力補充に取り組んできました。

6月から教育活動を再開していますが、国、県のガイドラインに基づき、3密を避けるため、学習の工夫、心のケア、食育、部活動について、集団感染リスク対応に配慮し、開始しました。

現時点では、新型コロナウイルス感染症の早期収束は困難と、専門家の見解であり、再度、休校せざるを得ない事態に備え、児童生徒に学習機会を提供する在宅学習支援として、ICTを活用した予習・復習などの教育環境整備に努めます。

今後も、関係機関、保護者の皆様方と協力連携し、感染防止対策を徹底、児童生徒の安全を最大限配慮するとともに専門家等の御意見を得ながら、しっかりと対応していきます。

公共施設は、市の感染症対策本部会議で、屋外施設の開放決定を受け、5月19日から農村公園あびかなど、9か所のグラウンドを開放しています。

阿蘇世界文化遺産は、今年1月「阿蘇の景観を守る宣言」を採択しました。また、3月に暫定一覧表追加資産に係る提案書を文化庁に提出、熊本の宝を世界の宝に、そして、阿蘇の景観を後世に伝えるため、これからも世界文化遺産登録に向け取り組んでいきます。

次に、病院事業について報告します。

#### 【阿蘇医療センター】

阿蘇医療センターは、4月から3人の常勤医師を迎え、10名体制となり、医療体制の充実、医療の質の向上が図られることで経営改善を見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症対応で、病院運営に大きな影響が生じています。

また、地域の中核、災害拠点病院であり、阿蘇保健所管内の感染症指定医療機関として、責務・使命を担い、これまで多数のPCR検査（行政検査）を含め、陽性患者の受入れ等を行ってきました。

未知の感染症対応は、現場の医師をはじめ、医療スタッフに精神的、身体的な著しい疲弊を与え、万が一、院内感染が発生すれば、救急患者受入れ停止や通常の医療診察等を制限せざるを得ず、阿蘇圏域での医療崩壊を防ぐ、細心の注意を払いながら取り組んでいます。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、新たな陽性患者の発生に備え、病床確保のため、入院患者受入制限を継続しなければならない状況に加え、怖い感染症の不安感から病院利用者も減少し、経営的にも相当な減収となり、長期化すれば更なる経営危機にもつながります。

この現実、県の進める保健医療計画にも影響を及ぼすことから、阿蘇医療センターの持続可能な病院運営にしっかりした対策を取っていただくよう、先日、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長蒲島知事）に支援要請をしました。

今後も、院内感染を出さないよう引き続き感染防止対策を徹底していきます。

結びに、旧病院跡地の応急仮設住宅黒川団地は、5月22日、市から住宅8棟、21戸を譲り受けました。今後、平常時、緊急時を問わず、医療センターの医療従事者が安心して医療に専念できるよう幅広く活用し、住宅は、研修医や看護師の宿舎用、談話室は、託児所用などとし、離職防止はもちろんのこと、更には、将来の医師確保、看護師など医療従事者確保につながる必要な施設整備を進めます。

以上、6月定例会開会に当たっての諸般の報告とします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告が終わりました。

## 日程第 6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。  
市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、令和元年第 3 回阿蘇市議会定例会の提案理由の説明をさせていただきます。

承認第 9 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金を、歳出では、新型コロナウイルス対策として事業継続支援補助金及び家賃補助を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,000 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 214 億 4,199 万 1,000 円といたしました。

報告第 3 号「令和元年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 4 号「令和元年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し報告するものであります。

議案第 48 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 98 号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 49 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、国庫支出金、県支出金、市債等を追加しております。

歳出では、人事異動に伴う人件費の調整及び子育て支援センター移転改修工事、山田体育館防災機能拡充工事等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 2,053 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 219 億 6,253 万円といたしました。

議案第 51 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳出では、人件費の調整及び事業内容変更等により総務費、事業費の予算額を組み替えております。

これらの補正の結果、既定の歳入歳出予算額に変更はありません。

議案第 52 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 316 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,732 万 3,000 円といたしました。

議案第 53 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、介護保険料を減額、繰入金を追加し、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 348 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,411 万 4,000 円といたしました。

議案第 54 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金及び諸収入を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 241 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 5,815 万 8,000 円といたしました。

議案第 55 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 19 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,849 万 9,000 円といたしました。

議案第 56 号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」

熊本市と阿蘇市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第 57 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第 4 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市農業委員会委員の任期満了(令和 2 年 7 月 19 日)に伴い、委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の解囑(令和 2 年 3 月 31 日)に伴い、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第 6 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 7 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 18 件(報告 5 件、承認 1 件、条例 2 件、予算 6 件、同意 1 件、諮問 1 件、規約 1 件、その他 1 件)を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(湯浅正司君) 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、午前 11 時から全員協議会を開催しますので、経営状況の説明資料を持参の上、御出席のほどをよろしくお願いいたします。なお、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、お集まりをお願いいたします。

大変お疲れ様でした。

午前 10 時 48 分 散会